

第2次福岡市教育委員会人権教育推進計画

令和元年6月

福岡市教育委員会

目次

第1章 総論

1. 策定の趣旨	1
2. 人権教育の意義・目的	2
3. 人権教育をめぐる国内外の動き	
(1) 国際的な動き	2
(2) 国内の動き	3
4. これまでの福岡市教育委員会の人権教育の取組み	4
5. 福岡市教育委員会人権教育推進計画(平成26年度～平成30年度)に基づく取組みの成果と課題	
(1) 人権を取り巻く状況	6
(2) 学校教育における成果と課題	7
(3) 社会教育における成果と課題	10
6. 計画の基本的考え方	
(1) 計画の位置づけ	12
(2) 目標	12
(3) 視点	12
(4) 計画の範囲	13
7. 計画の推進体制と計画期間	
(1) 推進体制	14
(2) 計画期間	16
(3) 計画推進にあたって	16

第2章 施策の各論

1. 学校教育における人権教育に関する施策	
(1) 学校における人権教育の推進	17
(2) 教職員の資質・能力の向上・活性化	24
(3) 指導書・資料等の整備・活用	28
(4) 家庭・地域や関係機関・団体との連携	31
2. 社会教育における人権教育に関する施策	
(1) 人権教育に関する学習機会の提供	34
(2) 家庭や地域の教育力の向上	37
(3) 市民主体の取組みへの支援及び連携	40
3. 特定職業従事者の人権教育の推進	
(1) 教育委員会事務局職員	46
(2) 教職員	47
(3) 社会教育関係者	47
4. 人権教育推進計画(令和元年度～令和6年度)の体系図	50

第3章 資料

用語解説	51
------	----

第1章 総論

1. 策定の趣旨

すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法では、基本的人権を「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、侵すことのできない永久の権利（第97条）」であると規定しています。

国籍、年齢、性のあり様、障がいの有無などに関わらず、多様性の中で一人ひとりの存在が等しく尊重され、共に認め合い、支え合い、暮らしていける社会の創造が求められています。そのためには、人権尊重の精神の確立とすべての人々の共生に向け、人権教育の取組みを社会のあらゆる場面で着実に進めていく必要があります。

福岡市においては、平成16年（2004年）1月に「福岡市人権教育・啓発基本計画」を策定し、「人権という普遍的文化の構築」「人の多様性を認め合う共生社会の実現」という2つの目標を掲げ、人権教育・啓発の取組みを推進してきました。

教育委員会においては、平成18年（2006年）2月に教育長名で「人権教育の推進について」を通知し、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決を図る人権教育の推進についての方針を示しました。その後、平成21年（2009年）6月に本市の教育振興基本計画として策定した「新しいふくおかの教育計画」に基づき、人権教育に関する実施計画として、平成21年度から5年間の「福岡市教育委員会人権教育推進計画」を策定しました。

さらに、平成26年度（2014年度）には、それまでの5年間の成果と課題や社会情勢等の変化に伴う新たな課題を踏まえ、平成26年度から5年間の「福岡市教育委員会人権教育推進計画（改訂版）」を策定し、人権教育を推進してきました。

今回はこの5年間の成果と課題を振り返るとともに、「第2次教育振興基本計画」に基づき、新たに令和元年度（2019年度）から概ね6年間の「第2次教育委員会人権教育推進計画」を策定するもので、未だに人権侵害が発生している現状、さらには新たな人権課題を踏まえて、今後のそれぞれの施策の方向性を明らかにし、人権問題の解決に向けて引き続き人権教育の推進に取り組んでいきます。

2. 人権教育の意義・目的

人権とは、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」です。

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を意味し、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、学校教育及び社会教育を通じて推進されるもの」です。

※「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14 年（2002 年）3 月 15 日閣議決定）より

3. 人権教育をめぐる国内外の動き

（1）国際的な動き

人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、その反省の中から、世界平和の礎を築く必要性を痛感し、第二次世界大戦後の昭和 23 年（1948 年）、第 3 回国連総会において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした「世界人権宣言」を採択しました。

この世界人権宣言の理念は、国際人権規約、児童の権利に関する条約、障害者の権利に関する条約など、多くの条約や規約を通して、実現が図られてきました。

しかしながら一方では、世界各地での紛争や内戦などが絶えず、またテロ行為も頻発するなど痛ましい人権侵害が引き起こされ、多くの命が奪われている厳しい現状があります。

平成 6 年（1994 年）の第 49 回国連総会では、世界各国で人権教育が積極的に推進されるよう「人権教育のための国連 10 年」が決議され、具体的なプログラムとしての行動計画の下、取組みが進められました。その後も、世界的規模で人権教育の推進を徹底させるために「人権教育のための世界計画」が策定され、平成 17 年（2005 年）から段階的に行動計画を定め、引き続き様々な取組みが進められています。

(2) 国内の動き

昭和 21 年（1946 年）、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする「日本国憲法」が公布され、その下で人権に関わる諸制度の整備や諸施策の推進が図られるとともに、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入してきました。

昭和 40 年（1965 年）に「同和対策審議会答申」が出され、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」として、「その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」とし、同和問題の解決に向けて社会的及び経済的諸問題を解決するための取組みを行ってきました。

人権教育のための国連 10 年行動計画を受け、国は平成 9 年（1997 年）に国内行動計画を策定し、「人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人等の重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」ことを示しました。

さらに、平成 12 年（2000 年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、国及び地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務が規定され、平成 14 年（2002 年）3 月に国は同法を受けて「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

平成 28 年（2016 年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、様々な人権問題の解決に向けて取組みが進められています。

4. これまでの福岡市教育委員会の人権教育の取組み

教育委員会における人権教育は、同和問題の解決に向けた同和教育の取組みから始まりました。同和問題の解決に果たす教育の重要性を認識し、すべての市民が同和問題を自らの課題として正しく認識し、同和問題の解決に努めるよう、昭和 47 年（1972 年）に「福岡市同和教育基本方針」を策定し、すべての学校、すべての地域社会において同和教育を推進してきました。

学校教育においては、様々な課題を背負わされている子どもたちの実態を知りながら、児童生徒一人ひとりの学力の向上を図り、人権読本「ぬくもり」等の活用により、人権感覚を高め、様々な人権問題の解決に取り組んでいこうとする実践的な行動力を育成するとともに、研修を通して校長をはじめとする教職員の資質向上に努めてきました。

社会教育においては、社会の中に根強く残っている不合理な差別をなくし人権尊重の理念等を伝えるため、市民センターや公民館等で、市民や社会教育関係者に対して、様々な機会を捉えて各種研修会等を実施するとともに、市民の自主的・主体的な取組みである人権啓発地域推進組織（以下「人尊協」という。）の育成・支援を積極的に行ってきました。

平成 18 年（2006 年）2月に教育長名で「人権教育の推進について」を通知し、「同和問題の残された課題を認識し、同和問題を人権問題という本質からとらえ、同和問題の解決への取組みをあらゆる人権問題の解決につなげていくという見地から、すべての学校や地域において人権教育を推進し、同和問題の早期解決を図るとともに、あらゆる人権問題の解決を目指すこととする」人権教育の方針を示しました。

その後、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」を踏まえ、平成 21 年（2009 年）6月に福岡市教育委員会人権教育推進計画を策定しました。

その中で、それぞれの人権問題に軽重はなく、しかもどれも当事者にとっては最も深刻で重要であること、人権問題はそれぞれ孤立して存在している訳ではなく、重複しながら存在していること、個別の人権問題についての取組みだけではなく、これまでの同和教育の成果と手法を活かし、それぞれの人権問題に共通な課題をとらえ、相互に関連付けた総合的な取組みもあわせて進めることを示しました。

平成 26 年度（2014 年度）には、福岡市教育委員会人権教育推進計画の改訂版を策定し、教育委員会全体としてより効果的、計画的な人権教育の推進を図ってきました。

学校や地域において、差別の現実学び、その要因や背景を探り、さらにその解消を自らの課題として考える学習や基本的人権の尊重に向けた感性や感覚を育てる取組み、仲間づくりや進路指導の取組みなど、同和教育の中で培われてきた内容や手法は、本市の人権教育の礎となり、人権教育を推進していく上で大きな役割を果たしています。

5. 福岡市教育委員会人権教育推進計画（平成 26 年度～平成 30 年度）に基づく取組みの成果と課題

（1）人権を取り巻く状況

福岡市は平成 30 年（2018 年）2月に「性的マイノリティに関する支援方針」を策定し、また、平成 31 年（2019 年）1 月 1 日に「福岡市障がい理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行するなど、人権問題の解決に向けた取組みを続けています。

しかしながら依然として、同和問題については、結婚差別や同和地区に関する市民からの問い合わせなどが発生している状況があり、障がいのある人に関しても、就職・職場で不利な扱いを受けたり、差別的な言動を受けたりする事象が発生しています。女性に関してはドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントなどの人権が侵害される状況が発生しており、また、家事や育児、介護に男女が共に参加するための社会の仕組みの未整備や、性別による固定的役割分担意識などが女性の社会参画への妨げとなっています。

学校では、子どもたちが日常生活の中で、相手を攻撃したり自分を卑下したりする場合に、障がいのある人への差別性がある言葉を使ってしまうなどの事象も発生しています。

近年、インターネットを悪用した人権侵害や、外国人に関わる問題、性の多様性に関する無理解や偏見など、新たに顕在化した人権問題への取組みも必要となっています。

インターネットについては、その匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現等の有害な情報に誰もが触れる機会があることや、子どもたちがブログ、ツイッター、ライン等のソーシャルメディアを悪用した誹謗・中傷に巻き込まれたり、意図せずに加担したりしてしまう可能性があることなどの問題が顕在化しています。

外国人については、言語、宗教、習慣等の違いから、学校・職場での嫌がらせやいじめ、アパート等への入居拒否、また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動（ヘイトスピーチ）などが起こっています。外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理法の改正により、今後、在留外国人の増加が見込まれており、さらなる取組みが必要です。

性の多様性については、「身体の性」だけではなく自分の性別を自分でどう思うのかという「性自認」、どういった人を好きになるかという「性的指向」、服装やしぐさ・言葉づかいなどの「表現する性」があり、多様な性のあり方が存在しています。しかし、性的マイノリティに関する理解は不足しているためその当事者は、学校や家庭、職場で孤立しやすく、いじめの対象となりやすい傾向があります。

このように、私たちの周りには、日常生活の様々な場面において、同和問題、女性、高齢者、障がいのある人、外国人、HIV感染者などに対する偏見や差別が見られ、子どもについても、児童虐待や体罰、いじめ、不登校、相手を傷つける発言など、人権に関わる事象が発生しており、解決すべき様々な人権問題が今なお存在していることを改めて再認識する必要があります。

(2) 学校教育における成果と課題

① 成果

学校では、児童生徒が発達段階に応じ、人権の意義や内容・重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め合うことができ、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるための取組みを進めてきました。

人権読本「ぬくもり」は、児童生徒の人権感覚を高め、様々な人権問題の解決に取り組んでいこうとする実践的な行動力を育成するために作成したものです。第3版は、各題材が教育課程に位置づけられ、活用しやすい内容・構成となるよう、学識経験者や人権課題の当事者、学校教育関係者で構成された検討委員会を設置し検討を行いました。小学3・4年生用を平成25年度(2013年度)に、小学5・6年生用を平成26年度(2014年度)、小学1・2年生用を平成27年度(2015年度)、中学生用は平成29年度(2017年度)に策定しました。さらに、すべての児童に身に付けさせたい知識、人権感覚についての共通実践を図るため、幾つかの題材については必修としたほか、主たる教材としてだけではなく補助教材として、また朝の会・帰りの会など様々な場面で、人権読本「ぬくもり」の活用を促進しています。

また、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーや不登校対応教員の配置など、いじめや不登校・貧困・虐待など、支援を必要としている児童生徒や保護者に対する体制を充実させ、いじめや不登校の未然防止とその解消に向けた取組みを実施しました。その結果、認知されたいじめの多くが早期に解消し、また、不登校児童生徒の学校への復帰率が上昇しました。

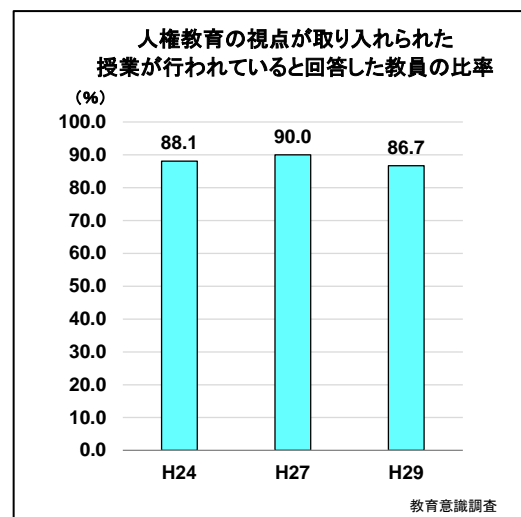
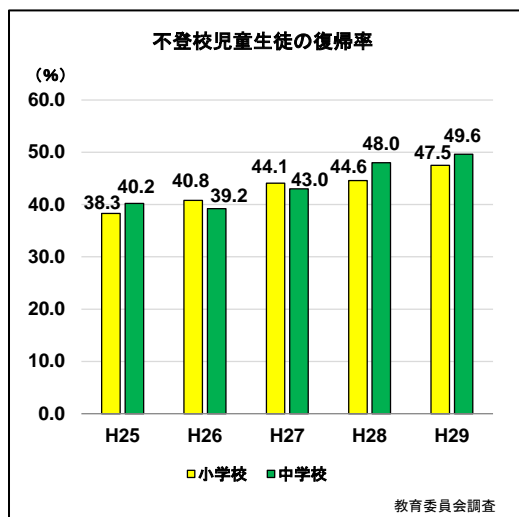
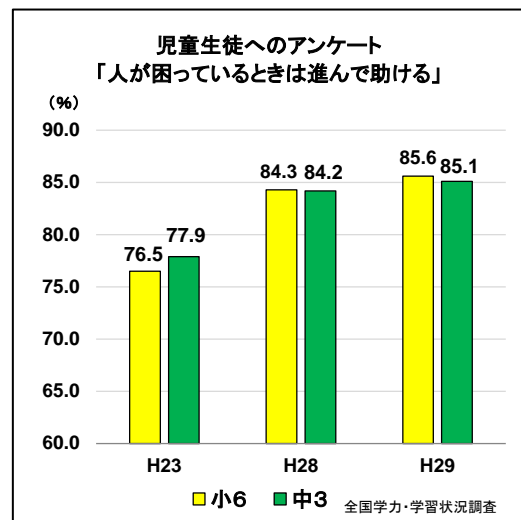
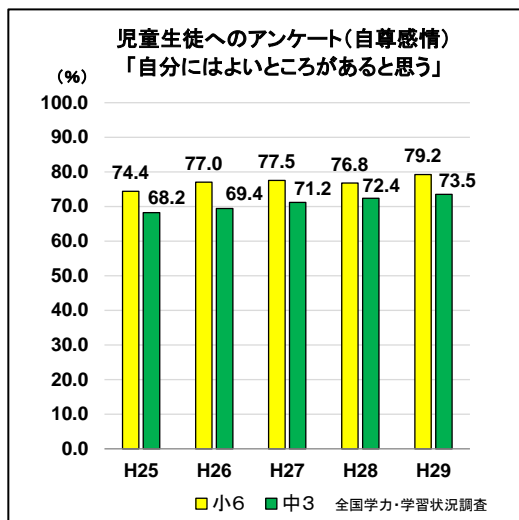
児童生徒の指導にあたる教職員については、社会を構成する一員として、人権が尊重される社会の実現のために努力することは当然ですが、特定職業従事者として人権意識の高揚や知的理解のより一層の深化が求められます。教職員の人権意識及び資質・指導力の向上を図るため、教育委員会主催研修においては、すべての経験年数研修や職能研修に人権教育研修を位置づけて実施したほか、全教員を対象とした全市人権教育研修等、様々な研修を実施しました。校内人権教育研修においては、当事者の講話やフィールドワーク等を取り入れた研修を計画的に実施し、各学校が限られた時間の中で工夫しながら研修を充実させました。また、人権教育研究団体主催研修会等への教職員の積極的な参加

を促しました。

平成29年（2017年）3月には、「人権を尊重し、人の多様性を認め合うまち」の実現を目指して、人権教育を着実に推進するための取組姿勢や押さえておくべき方向性を「人権教育推進のための『3つの柱』」として策定しました。「3つの柱」とは、各学校が校長のリーダーシップのもと、児童生徒の指導者としての使命・役割を「自覚する」こと、目の前の人権課題の現実に向かって向き合うために「行動する」こと、校種間、学校と家庭・地域等と「連携する」ことを指します。すべての学校がこの「3つの柱」に基づき、現年度の点検・評価を踏まえて次年度の取組みに反映させる「PDCA（検証改善）サイクル」を導入し、自校の課題（児童生徒・地域等）を踏まえ、組織的・計画的に人権教育を推進していくこととしています。

学校長のリーダーシップの下、学校の教育活動全体を通じての人権教育を推進するという目標を掲げて取り組んできた結果、児童生徒の人権感覚の高まりや、教職員の人権問題に関わる認識と知識理解が深まるなど、一定の成果がありました。

【人権教育の状況の推移】



② 課題と今後の方向性

児童生徒については、依然として障がいのある人や同和問題、外国人などへの差別性がある言葉を使ってしまうなど人権に関わる事象が発生しており、人権学習の取組みが知的理解にとどまり、子どもたちの確かな人権感覚及び自他を尊重する態度や行動力の育成に必ずしもつながっていない現状があります。

そこで、子どもの発達段階に応じ、人権感覚を高め、様々な人権問題に取り組んでいこうとする実践的な行動力を育成する必要があります。人権読本「ぬくもり」の活用や特別支援学級との交流等を通じて、子どもたちが身近な生活の中での人権問題に気付き、自分の問題として受け止めることで、人権を基軸とした人間観、社会観、世界観を培えるよう、家庭、地域・企業等とも連携し取り組んでいく必要があります。

また、いじめ・不登校・貧困・虐待など、支援を必要とする児童生徒や保護者に対して、すべての教職員が学校全体の支援体制の中で、スクールソーシャルワーカーや不登校対応教員等と十分に連携を図りながら支援を行うことで、子どもたちの将来につなげていく必要があります。

教職員については、人権問題に関わる認識と知識理解については、改善がみられるものの、未だ不十分な面があり、特に経験年数の短い教職員ほど低い状況があります。大量退職・大量採用が進む中で、教職員間における人権教育に関する知識や経験、手法の継承を確実に行うなど、その育成は喫緊の課題です。一方、人権教育の考え方や法規に関する理解は、すべての年代で十分とはいえない状況です。

また、体罰は学校教育法で禁止されている明確な人権侵害です。しかしながら、教職員による体罰が依然として発生しているため、平成 30 年（2018 年）2月に「体罰の根絶に向けた取組み方針」を策定し、再発防止のため取組みの強化を図っています。

人権教育の推進のため、今後も引き続き教育委員会と学校とが一体となり、学校長の強いリーダーシップの下、「3つの柱」に基づき、学校の教育活動全体を通じ人権教育を組織的・計画的に推進するとともに、教職員の人権教育に関する研修を充実させ、知的理解の深化と人権意識の高揚を図っていきます。特に経験年数の短い教職員に対しては、人権教育に関する基礎的な知識理解を深める研修を集中的に行っていきます。

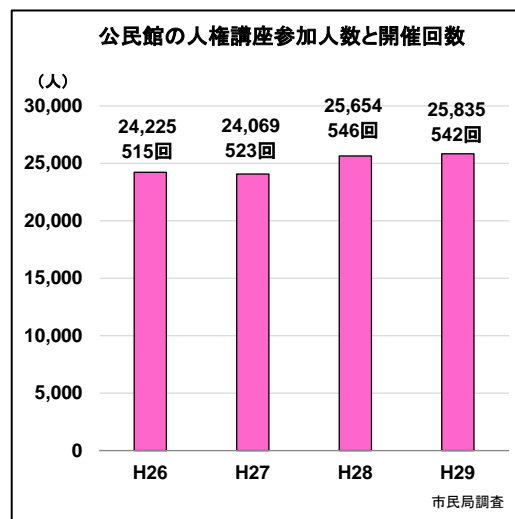
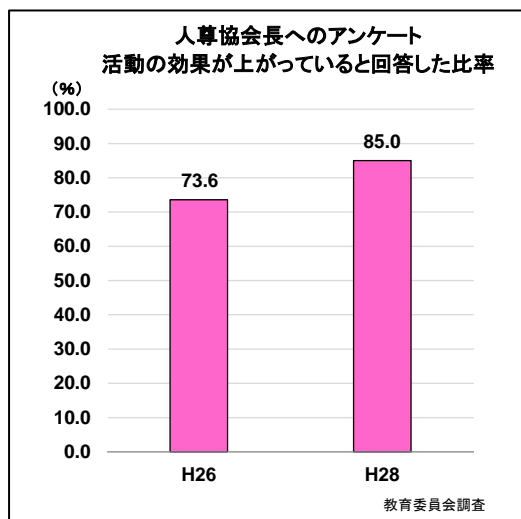
(3) 社会教育における成果と課題

① 成果

公民館においては、人権問題の解決に向け、様々な人権問題に関する研修会や講演会、各種イベント等を地域の実情に応じて開催し、多くの市民の参加を得ました。また、各区においても、講演会や研修会を実施するとともに、人尊協をはじめ、各校区自治協議会や校区に基盤を持つ関係機関・団体などが、構成団体となる人権啓発連絡会議が中心となって、人権を考えるつどい、広報紙の発行など活発な活動が行われました。その結果、多くの市民に人権問題の解決につなげるための考える機会を提供しました。さらに、公民館職員をはじめとする社会教育関係者に対しては、人権に関する研修会や講演会、各種イベントの充実を図るため、資質向上に向けた研修を継続的に実施しました。

また、地域において自主的に人権学習・啓発活動を行う人尊協や PTA、並びに家庭教育・人権課題に関して学ぶ地域グループ等に対して、補助金及び助成金の交付や助言など、継続的な支援を行いました。こうした取組みにより、人尊協や PTA などにおいて地域指導者の育成が図られ、人権を尊重し人の多様性を認め合う地域づくりが推進されました。具体的には、人尊協では、講演会や研修会、人尊協だよりの作成などの活発な活動が行われ、学校と家庭・地域の接点となる PTA では、自主的な研修会等で人権に関する理解が深まったことで、学校での人権学習を積極的に受けとめることのできる家庭の基盤づくりが進みました。

【人権教育の状況の推移】



② 課題と今後の方向性

公民館や各区が実施する人権講座, 地域住民が主体となって活動する人尊協等が主催する講演会や研修会等については, 市民により関心を持ってもらえるよう講座内容を工夫し実施していますが, 継続的に参加し人権問題に関する理解を深める地域住民がいる一方, 新規の参加者が少なく, 固定化する傾向があります。

このため, 地域住民に気軽に人権講座等へ参加してもらうため, 研修内容や開催形式, 広報手段等の工夫・改善に取り組むとともに, 住民一人ひとりが日常的な人権感覚を身に着けられるよう, 地域指導者を中心に人権尊重に関する意識をさらに高めていく必要があります。

人尊協やPTAをはじめとする各地域団体は, 人材育成や事務局体制, 事業内容などの様々な課題を抱えています。各団体の取組みの活性化を図るためには, 組織運営や事業内容の充実に向け, 各地域団体の課題に応じた取組事例の情報収集・発信を行うなど, 創意工夫をこらした支援を継続していく必要があります。

6. 計画の基本的考え方

本計画は、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うという人権尊重の理念の下、従来の推進計画や新たな人権課題を踏まえ、下記の目標を定め、その目標達成に向けた取組みを推進します。

(1) 計画の位置づけ

本市は福岡市基本構想において「自律した市民が支え合い心豊かに生きる都市」を4つの都市像の一つに掲げ、第9次福岡市基本計画では「一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、いきいきと輝く」ことを、めざす姿の一つに位置づけています。また、教育委員会が策定した第2次教育振興基本計画においても、人権教育を推進することを重要な施策として掲げています。

本計画は、本市の人権教育・啓発の基本方針を定めた福岡市人権教育・啓発基本計画との整合性を図りながら、第2次教育振興基本計画の人権教育にかかると実施計画として、人権教育推進に関する施策の進行管理を行うため策定しています。

(2) 目標

① 人権という普遍的文化の構築

人権尊重の精神にあふれ、暮らしの隅々にまで人権が根づいた、人権尊重が当たり前という状態を築くことが重要であり、日常生活の中でお互いを大切にする心や態度をごく自然な形で表現できるような社会を目指します。

② 人の多様性を認め合う共生社会の実現

社会情勢が変化していく中で、他者とともにより良い社会を築くため、国籍や民族、文化、社会的身分、門地、信条、年齢、性別、性的指向や性自認、障がいの有無などにかかわらず、互いの個性や価値観などの違いを理解し認識する、すなわちお互いの多様性を認め合う「共生社会」の実現を目指します。

(3) 視点

人権という普遍的文化の構築、人の多様性を認め合う共生社会の実現に向けて、学校・家庭・地域・その他の様々な場を通じて、市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、次に掲げる視点をもって人権教育の推進に取り組んでいきます。

① あらゆる場における人権教育の推進

子どもから大人までの市民一人ひとりが学校、家庭、地域等あらゆる場面において人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした行動ができるような人権教育を推進します。

② 人権教育の効果的な推進

人権教育を総合的・体系的視点からより効果的に推進していくために、学習の場の提供、学習内容の充実、効果的な研修手法・情報提供の推進、人材の育成・活用、教材の開発・整備、関係機関・団体との連携等の施策を積極的に進めていきます。

③ 特定職業従事者の人権教育の推進

人権教育に深いかかわりを持つ教職員、社会教育関係者、教育委員会事務局職員に対しては、重点的に人権教育を行っていきます。

(4) 計画の範囲

人権教育の推進に関して、教育委員会が実施している施策及び地方自治法第180条の7の規定に基づき市長が補助執行している公民館における人権問題学習講座などの施策とします。

7. 計画の推進体制と計画期間

(1) 推進体制

① 計画推進の考え方

人権教育を推進していくために、関係機関・団体と連携しながら、教育委員会が計画に基づく主体的な取組みを行います。また、その取組みにあたっては、学校教育と社会教育の連携や各人権問題に関する関係部局、地域での人権教育を進める各区との連携を深め、効果的な推進を図ります。

② 2つの指標の設定

目標の達成状況を確認するため、可能な限り客観的な指標を設定することとし、「計画全体の成果指標」と「施策の評価基準」の2つの指標を設定します。

◆計画全体の成果指標

本計画の目標である「人権という普遍的文化の構築」「人の多様性を認め合う共生社会の実現」の達成に向けた進捗状況を確認するため、学校教育と社会教育の分野において、以下の指標を設定します。

【学校教育】

指標名	指標の概要	対象	現状値 H29(2017)	目標値 R6(2024)
児童生徒の自尊感情の状況(全国学力・学習状況調査)	「自分にはよいところがあると思う」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小6児童	79.3%	90%
		中3生徒	73.5%	87%
児童生徒の思いやりや人権意識の状況(生活習慣・学習定着度調査)	「人が困っているときに助けています」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小5児童	83.7%	90%
		中2生徒	84.6%	90%
いじめに対する意識(全国学力・学習状況調査)	「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合	児童生徒	94.6%	97%
人権教育の視点を取り入れた授業の取組状況(教育意識調査)	あなたの学校では「人権教育の視点を取り入れられた授業が行われている」という設問に対し、「とても当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した教員の割合	教員	86.7%	100%

【社会教育】

指標名	指標の概要	対象	現状値 H29(2017)	目標値 R6(2024)
区人権講座を受講して人権に関する理解が深まった市民の割合（各区生涯学習推進課）	「人権に関する理解は深まりましたか」という設問に対し、「深まった」「やや深まった」と回答した受講者の割合	市民	—	80%
人尊協の活動の成果（人尊協会長アンケート）	「活動を通じて人権意識の向上など、地域への効果がみられるか」という設問に対し、「効果が上がっている」「少しずつではあるが効果が上がっている」と回答した人尊協会長の割合	人尊協会長	85% (H28 調査実施)	90%

◆施策の評価基準

各施策の実施状況を確認するため、施策への参加率・満足度、各種手引きの活用率等の指標及び令和6年度（2024年度）の目標値を設定します。毎年度行う評価にあたっては、前年度に定めた当該年度の目標値の達成率や、数値には表せない成果や課題などにより総合的に判定し、下記の評価を行います。

評価区分	目標の達成状況
A	目標を達成（今後も継続して実施）
B	概ね目標を達成
C	目標達成はやや不足
D	目標達成は不足

※目標達成により廃止した事業については、評価対象外とします。

③ 教育委員会人権教育推進委員会

人権教育推進計画の進行管理を教育委員会人権教育推進委員会で行い、進捗状況の点検・検証を通して、確実な推進を図ります。点検・検証にあたっては、その成果や課題を整理し、次への取組みにつなげていきます。

④ 教育委員会人権教育推進計画点検・検証委員会

人権教育推進計画の施策の点検・検証を行うにあたり、学識経験者や人権課題の当事者等で構成する教育委員会人権教育推進計画点検・検証委員会で意見を徴します。

(2) 計画期間

第2次教育振興基本計画にあわせ、始期を令和元年度（2019年度）とし、その対象期間は概ね6年間とします。また、社会状況の変化に応じて施策の見直しを行います。

(3) 計画推進にあたって

教育委員会は、計画に掲げた施策・事業の実施にあたり、厳しい財政状況を踏まえ、各施策の効果的な手法の検討や内容の工夫を図りながら、所要の財源が確保できるよう努めるものとします。

第2章 施策の各論

1. 学校教育における人権教育に関する施策

(1) 学校における人権教育の推進

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1 人権読本「ぬくもり」の活用促進 | 2 学級集団アセスメントの実施 |
| 3 子ども日本語サポートプロジェクト | 4 国際理解教育の推進 |
| 5 ふくせき制度 | 6 いじめゼロプロジェクト |
| 7 学校ネットパトロール事業 | 8 スクールソーシャルワーカー活用事業 |
| 9 スクールカウンセラー等活用事業 | 10 教育相談機能の充実 |
| 11 不登校対応教員の配置 | |

【これまでの成果】

人権読本「ぬくもり」については、第3版を作成し、すべての小・中学校で授業の中心となる教材としてだけでなく、授業の補助的な教材として、また、朝の会・帰りの会など授業以外でも幅広く活用が図られ、人権問題に関する理解を深める学習が行われました。

また、スクールカウンセラーの小学校への配置日数の拡大や、スクールソーシャルワーカー、不登校対応教員の拡充等を行い、いじめ・不登校をはじめ様々な支援を必要とする児童生徒や保護者に対して支援を行いました。さらに、不登校児童生徒の家庭に大学生相談員を派遣し、一対一の関わりの中で対人関係の改善を図るなどの取組みを行っています。

いじめや不登校の未然防止に向けた取組みについては、学級集団の状況や個々の児童生徒の実態を把握する学級集団アセスメントを実施し、個別の教育相談や学級指導を行ったり、いじめ根絶に向けた児童生徒の主体的な取組みであるいじめゼロプロジェクトを実施しました。

こうした様々な取組みの結果、不登校児童生徒の学校への復帰率が上昇しました。

また、平成26年度からは、インターネット上の問題のある書き込み等の検索・監視を行い問題の未然防止、早期発見・早期対策を図るため、学校ネットパトロールを実施しています。

【課題と今後の方向性】

児童生徒一人ひとりが、その発達段階に応じて人権について正しく理解し、具体的な態度や行動に現れるようになるために、人権教育の取組みを引き続き推進していきます。

人権読本「ぬくもり」については、具体的な活用事例の紹介や学校における活用状況調査を実施し、さらなる活用促進を図ります。

また、すべての児童生徒が安心して学べるよう、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、不登校対応教員、日本語指導担当教員をはじめ、すべての教職員が連携し、学校全体として児童生徒や保護者に対して、引き続き適切な支援を行っていく必要があります。令和元年度（2019年度）からはSNSを活用した教育相談体制構築事業も開始し、教育相談機能の充実を図っていきます。

特別支援学校に在籍する児童生徒が、地域とつながりをもちながら成長し、居住地の児童生徒が障がいのある児童生徒との交流を通し人権感覚を高めるため、「ふくせき制度」の活用促進を図っていく必要があります。

さらに、急速に情報化が進む中、インターネットを悪用した人権侵害に子どもたちが巻き込まれることがないように、情報や情報手段を理解し、主体的に選択・活用することで問題を発見・解決したり自らの考えを形成するためのメディアリテラシーや、安全に情報を活用していくための情報モラルの重要性について、教員の認識を高めるとともに、児童生徒の理解を深めていく必要があります。

事業名・担当課	事業目的		事業内容
人権読本「ぬくもり」の活用促進 (学校指導課)	児童生徒の人権感覚を高め、様々な人権問題に取り組んでいこうとする実践的な行動力の育成を図ります。		○福岡市における人権教育のスタンダードとして、児童生徒の様々な人権問題への意識を高め、人権感覚の育成を図るために作成した人権読本「ぬくもり」(小1・2, 小3・4, 小5・6, 中学生用)の活用の促進を図ります。 ○効果的な活用を図るため、学年に応じて必修題材を設定するとともに、授業の中心となる教材としてだけでなく、授業の補助的な教材として、また、朝の会・帰りの会など授業以外での活用等、幅広い活用を促進します。
1			
指標	現状 (H29)	目標 (R6)	
1年間の活用回数	小学校：4.4回 中学校：2回	小学校：9回 中学校：6回	○具体的な活用事例などを研修会等で紹介するとともに、学校における活用状況の調査を実施し、活用の促進を図ります。

事業名・担当課	事業目的		事業内容
学級集団アセスメントの実施 (生徒指導課)	不登校やいじめのない一人ひとりの人権が尊重される学級づくりを進め、不登校児童生徒の減少や不登校・いじめの未然防止を図ります。		<p>○よりよい学級づくりを進めるにあたって、学級集団の状況や個々の児童生徒の実態を把握するため、市立小中学校の小学4年生から中学3年生までの全員を対象にQ-Uアンケートを実施します。</p> <p>○調査の活用によって、よりよい学級集団づくりを推進し、不登校児童生徒の減少や不登校の未然防止を図ります。</p>
2			
指 標	現状 (H29)	目標 (R6)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ Q-U調査活用に関する校内研修実施率 ・ 「不登校児童生徒」のうち「指導の結果登校する、またはできるようになった児童生徒」の割合 	100%	100%	
	49.2%	65%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
子ども日本語サポートプロジェクト (学校指導課)	福岡市立小・中学校、特別支援学校(小・中学部)に在籍する日本語指導を必要とする児童生徒が、日本語で学校生活を営み、日本語での学習に取り組めるようになることを目的として、日本語指導等のサポートを行います。		<p>○日本語指導が必要な児童生徒が、日本の学校になじみ、日本語での学習に取り組むことができるように、日本語指導担当教員や日本語指導員が日本語指導を行います。</p> <p>○対象児童生徒が、市内のどこにいても、日本語指導を受けることができるよう、日本語サポートセンター、拠点校、配置校を設置し、指導体制の充実を図ります。</p> <p>○日本語指導担当教員に対し、年間を通して研修を行い、指導力の向上を図ります。</p>
3			
指 標	現状 (H29)	目標 (R6)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒一人ひとりに応じた指導目標の達成率 ・ 日本語指導担当教員研修会の開催回数 	小学校：80% 中学校：77%	小学校：85% 中学校：85%	
	8回	8回	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
国際理解教育の推進 (学校指導課)	ネイティブの生きた英語に触れることを通して、外国の言語や文化に対する体験的な理解や、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、多様な文化を尊重し合う心の育成を図ります。		<p>○中学校、高等学校及び小学5・6年生における全学級にネイティブ・スピーカー(NS)を配置するとともに、小学3・4年生にゲスト・ティーチャー(GT)を配置します。</p> <p>○英語チャレンジテストやスピーチコンテストを実施し、英語によるコミュニケーション力の向上を図り、事業効果の検証に努めます。</p>
4			
指 標	現状 (H29)	目標 (R6)	
<ul style="list-style-type: none"> ・NSやGTの授業により、「8割以上の児童が外国の様子を知ることを楽しみにしている」と回答した担任教師の割合 ・中3で英検3級相当以上の生徒の割合 	49.2%	70.0%	
	66.2%	75.0%	

※H29は、小学校にはGT(5・6年)のみ配置

事業名・担当課	事業目的		事業内容
ふくせき制度 (発達教育センター)	障がい児や特別支援教育に対する認識や理解を深め、地域社会における障がい児の受け入れ体制の整備を図ります。		<p>○特別支援学校(小・中学部)に在籍する児童生徒が、居住地校区の小・中学校に副次的に籍を置き、入学式への参加(紹介)や学習交流(居住地校交流)を行い、地域とのつながりの維持や継続を図ります。</p> <p>○ふくせき名簿を居住地校に送り、運動会等の学校行事等について、居住地校より特別支援学校の児童生徒に案内を送り、参加できる体制作りを行います。</p>
5			
指 標	現状 (H29)	目標 (R6)	
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校入学式への参加率(紹介を含む) ・居住地校交流に参加した児童生徒の割合 	小学校：29.1% 中学校：24.7%	小学校：35% 中学校：25%	
	小学校 35.2% 中学校 11.1%	小学校：38% 中学校：15%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
いじめゼロプロジェクト (生徒指導課)	「いじめゼロ宣言」をもとにした啓発活動と道徳教育を関連させた人間関係づくりや集団づくりを通して「いじめを生まない都市ふくおか」の実現を図ります。		○いじめ根絶をめざして児童生徒が主体的に取り組み、いじめ問題に対する児童会・生徒会等の活動を活性化させるために、1学期に「いじめゼロ取組月間」を全小中学校で実施します。 ○8月に「いじめゼロサミット」を開催し、「いじめゼロ取組月間」の成果と課題を明確にするとともに、代表児童生徒によるシンポジウムを行います。
6			
指標	現状 (H29)	目標 (R6)	
「いじめはどんなことがあってもゆるされない」と回答した児童生徒の割合	94.6%	97%	○2学期以降に「いじめゼロ実現プロジェクト」を実施し、各学校での取組を深め、報告書を作成します。

事業名・担当課	事業目的		事業内容
学校ネットパトロール事業 (生徒指導課)	児童生徒がインターネットを介した被害者や加害者になることを防ぐとともに、インターネット上における情報を主体性を持って活用できる能力の育成を図ります。		○児童生徒がよく利用するサイトを対象に、不適切な書き込みの監視を行い、学校に情報を提供するとともに、家庭や関係機関と連携し、問題の未然防止、早期発見・早期対策を図ります。 ○児童生徒がインターネットの正しい使い方を身に着け、インターネット上にある誤った情報を識別し、危険性を予測できるよう、児童生徒、保護者、教職員を対象とした啓発資料をホームページに掲載するとともに、学校の依頼に応じて講演会を実施します。
7			
指標	現状 (H29)	目標 (R6)	
・ネットパトロール検知件数	1,910件	1,500件	
・検知後の指導・削除	99.7%	100%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
スクールソーシャル ワーカー活用事業 (教育相談課)	複雑化・多様化している児童生徒の 不登校等の課題に対応するため、 教育と福祉の両面から、支援を 必要とする児童生徒の家庭や 学校に働きかけ、関係機関と連携 して児童生徒の課題の改善を図 ります。		○教育と福祉の両面から児童生徒を支 援する専門家であるスクールソーシ ャルワーカーをすべての中学校区へ配置 します。 ○支援を必要とする児童生徒の状況把 握や、児童生徒、保護者、教員に対す る相談活動を行うため、小中学校を巡 回します。 ○地域や関係機関と連携した支援を行 うため、地域や関係機関のケース会議 等に参加します。
8			
指 標	現状 (H29)	目標 (R6)	
「不登校児童生徒」 のうち「指導の結果 登校する、またはで きるようになった児 童生徒」の割合	49.2%	65%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
スクールカウンセラ ー等活用事業 (教育相談課)	いじめや不登校をはじめとした 様々な課題を抱えた児童生徒や 保護者に対して、カウンセリング を通して心のケアを行い、児童生 徒の学校復帰や社会的自立を図 ります。		○スクールカウンセラーを小呂・玄界 小中学校を除くすべての小中学校、高 等学校、特別支援学校に配置し、児童 生徒、保護者の心の悩み・問題につ いて専門的な立場からカウンセリング等 を実施します。 ○心の教室相談員を小呂・玄界小中 学校に配置し、児童生徒が抱えている 不安や悩みについて傾聴し、ストレス を和らげ、心のゆとりを持てるよう な環境整備を図ります。
9			
指 標	現状 (H29)	目標 (R6)	
「不登校児童生徒」 のうち「指導の結果 登校する、またはで きるようになった児 童生徒」の割合	49.2%	65%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
教育相談機能の充実 (教育相談課)	いじめや不登校などをはじめとする, 子どもが抱える様々な課題への支援を効果的に行うため, 学校や家庭と連携し, 相談体制機能の充実を図ります。		<p>○こども総合相談センターの教育相談機能として, いじめ・不登校等の相談に専門的な立場から対応する教育カウンセラーを配置し, 市民からの電話相談, 及び面接相談を行います。</p> <p>○不登校児童生徒の家庭に, 話し相手・遊び相手として大学生相談員を派遣し, 一対一の関わりの中で対人関係の改善を図り, 早期の学校復帰を支援します。</p> <p>○不登校児童生徒の学校生活への復帰支援のため, 「はまかぜ学級」「まつ風学級」「すまいる学級」を設置し, 学校と連携を図り, 個別カウンセリングや集団での活動等を組織的・計画的に行います。</p> <p>○福岡市立学校に通う児童生徒の悩みや不安について, SNS (LINE) を活用し, 気軽に相談することのできる体制を構築することで, いじめや不登校などの問題の未然防止, 早期発見を図ります。</p>
10	現状 (H29)	目標 (R6)	
指標	49.2%	65%	
「不登校児童生徒」のうち「指導の結果登校する, またはできるようになった児童生徒」の割合			

事業名・担当課	事業目的		事業内容
不登校対応教員の配置 (生徒指導課)	不登校児童生徒への支援や新たな不登校を生まないための予防的な取組みを行い, 不登校解消を図ります。		<p>○不登校児童生徒に対する指導・支援や, 校内適応指導教室の運営をはじめ, 校内における支援体制づくりなど, 不登校児童生徒への対応に専任的に取り組む不登校対応教員を小呂・玄界中を除くすべての中学校に配置します。</p> <p>○不登校児童生徒との関係づくりや小中連携の推進を図るため, 不登校に関する研修や連絡会を実施します。</p>
11	現状 (H29)	目標 (R6)	
指標	49.2%	65%	
「不登校児童生徒」のうち「指導の結果登校する, またはできるようになった児童生徒」の割合			

(2) 教職員の資質・能力の向上・活性化

12 教育委員会主催人権教育研修	13 全市人権教育研修
14 校内人権教育研修	15 体罰によらない教育の推進
16 人権教育研究団体との連携	

【これまでの成果】

教育委員会が主催する研修では、すべての経験年数研修に人権教育研修を位置づけるとともに、管理職・人権教育担当者などの職能に応じた研修においても人権教育研修を実施しました。研修の際には、差別の現実に学ぶ当事者の講話や教育相談の内容を取り入れたり、人権読本「ぬくもり」の活用方法についての研修を実施したりするなど、様々な手法で研修を実施することで、人権教育についての理解と認識を深め、実践的指導力の向上を図りました。

特に、全市人権教育研修は全教員の必修研修とし、教育委員会として本市の人権教育の方向性について直接全教員に示すとともに、各会場で毎年異なる人権課題を設定し、差別の現実に学ぶための当事者の講話を実施し、様々な人権課題についての認識を深めました。

学校で実施する校内人権教育研修は、その課題解決をめざした年間研修計画を作成し、指導方法の改善や差別の現実に学ぶことを大切にされた当事者による講話やフィールドワークなど、差別の現状を肌で感じる研修を積極的に取り入れた研修を実施しました。教職員相互の自主的な研究、実践活動を行っている人権教育研究団体には研修費を交付し、各団体では主体的な研究や実践活動が行われ、多くの教職員が研修に参加しました。

体罰については、教職員に対して体罰によらない教育の徹底を図った結果、些細な事案についても、迅速に報告する学校が増え、体罰と他の生徒を守るための正当な行為との違いを再現する事例研修を行う学校もあり、体罰根絶に向けての取組みが進められています。

【課題と今後の方向性】

教職員の人権問題に関する認識と知識理解については、未だ不十分な面があり、特に経験年数の短い教職員ほど低い状況があるため、「教育委員会主催人権研修」では、経験年数の短い教職員に対して、人権教育に関する基礎的な知識理解を深める研修を集中的に行っていきます。

「校内人権教育研修」については、校内研修を充実させるためのデジタルコンテンツ等の研修資料の整備を図るとともに、主任指導主事が学校を訪問する際に、「人権教育推進のための『3つの柱』」に基づいた継続的な指導・助言を行っていきます。また、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの活用など、限られた時間の中で効果的な研修が行えるよう、その内容や方法、形態の工夫を図っていきます。

さらに、より効率的かつ効果的な人権教育研修を実施するため、教育委員会、

学校及び人権教育研究団体が、より一層の連携の強化を図っていきます。

体罰については、依然として発生しているため、体罰根絶に向けた再発防止策、体罰緊急対応チームの設置などを記載した「体罰の根絶に向けた取り組み方針」を周知徹底するとともに、具体的な体罰事例等を踏まえた教育研修をすべての小・中学校で実施するなど、あらためて強い覚悟と決意をもって、体罰によらない教育の徹底に取り組んでいく必要があります。

事業名・担当課	事業目的		事業内容
教育委員会主催人権教育研修 (研修・研究課)	若手教職員の人権課題への認識を深め、教職経験年数、管理職や人権教育担当者など職能に応じた各種研修の実施を通して、特定職業従事者としての意識を高め、人権教育の推進・充実を図ります。		<p>○人権教育推進のための「3つの柱」に基づき、教育委員会主催人権教育研修と各学校で実施している人権教育研修との関連を深めます。</p> <p>○経験年数に応じた研修や、管理職・人権教育担当者などの職能に応じた研修において、人権問題に関わる認識を深め、人権教育の推進・理解を図ります。特に、経験年数の短い教職員に対しては、人権教育に関する基礎的な知識理解を図る研修を集中的に行います。</p> <p>○教職員としての力量を高めるため、課題に応じた様々な研修を実施し、人権教育についての理解と人権問題についての認識を深め、実践的指導力の向上を図ります。</p>
12	現状 (H29)	目標 (R6)	
指 標			
研修後のアンケート結果 (問)満足した (問)知識理解が深まった (問)人権意識が高まった	97.5% 96.0% 96.5%	100% 100% 100%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
全市人権教育研修 (研修・研究課)	全教員に対して、特定職業従事者としての人権教育における知的理解の深化、人権意識の高揚及び指導力の向上を図ります。		○全教員を対象に、夏季休業期間に市内7会場で研修を実施します。 ○人権教育推進のための「3つの柱」に基づき、人権教育を着実に推進するため、指導主事による講義を行います。 ○様々な人権問題についての認識を深めるため、当事者による講話を行い、差別の現実に学びます。
13	指標	現状 (H29) 目標 (R6)	
・研修後のアンケート結果 (問)知識理解が深まった (問)人権意識が高まった ・受講率	96.9% 97.2% 99.3%	100% 100% 100%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
校内人権教育研修 (研修・研究課)	学校での人権教育の推進・充実に向け、校内において人権教育に関する教職員の資質向上を図ります。		○人権教育推進のための「3つの柱」に基づき、教育委員会主催人権教育研修と各学校で実施している人権教育研修との関連を深めます。 ○自校の人権教育推進上の課題を明確にし、課題解決のための校内人権教育研修計画を作成の上、学校長のリーダーシップのもとに研修を実施するように、指導主事が継続的に指導・助言を行います。 ○校内人権教育研修におけるフィールドワークや当事者を招いての研修の充実を図るとともに、研究団体等が行う校外研修への積極的な参加を促し、教職員の人権意識を高めます。 ○校内人権教育研修の更なる充実に向け、デジタルコンテンツ等の研修資料を提供します。
14	指標	現状 (H29) 目標 (R6)	
・校内研修における点検評価アンケート結果 (問)知識理解が深まった (問)人権意識が高まった	97.6% 97.3%	100% 100%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
体罰によらない教育の推進 (生徒指導課)	教職員の体罰禁止の周知徹底と意識向上を図り、体罰によらない教育の推進を図ります。		○体罰根絶に向けた再発防止策、体罰緊急対応チームの設置などを記載した「体罰の根絶に向けた取り組み方針」の周知徹底を図ります。 ○経験年数に応じた研修や管理職等を対象とした研修において、体罰によらない指導方法や体罰を起こさせない環境づくりに関する研修を関係課と連携しながら実施するとともに、リーフレット等を活用した、体罰によらない教育研修を全校で実施します。
15			
指標	現状 (H29)	目標 (R6)	
・体罰の発生件数	6件	0件	
・各学校における、体罰によらない教育の研修実施率	100%	100%	○部活動顧問者会等において、体罰によらない指導に関する研修を実施し、部活動における体罰によらない指導の徹底を図ります。

事業名・担当課	事業目的		事業内容
人権教育研究団体との連携 (人権・同和教育課)	教職員相互による研究・実践活動を支援し、教職員の人権問題に対する正しい理解・認識と人権意識の高揚を図ります。		○人権教育に関し、教職員相互が自主的な研究・実践を行っている5つの研究団体の研修費を交付し、その活動を助成します。 ○教職員の人権意識を高めるため、研究団体が主催する研修会への教職員の積極的な参加を促します。
16			
指標	現状 (H29)	目標 (R6)	
夏期研究集会参加者数	3,300人	3,300人	【交付対象団体】 ・福岡市人権教育研究会 ・福岡市立小中学校長人権教育研究会 ・福岡市進路保障研究会 ・福岡市立高等学校進路保障研究会 ・福岡市立小中学校教頭人権教育研究会

(3) 指導書・資料等の整備・活用

- | |
|-----------------------------------|
| 17 「人権教育指導の手引き」の活用促進 |
| 18 「小・中学校の社会科における部落問題学習指導事例」の活用促進 |
| 19 「いじめ対応マニュアル」の活用促進 |
| 20 「虐待防止マニュアル」の活用促進 |

【これまでの成果】

「人権教育指導の手引き」は、教職員の人権教育についての理解と認識の深化を図るため、人権教育についての基本的な方針や学校における具体的な取り組み等を示したもので、効果的な指導が進むよう毎年度新たな内容を加え充実を図るとともに、手引きを活用した人権教育担当者研修会や校長・園長連絡会を開催し、その活用を促進しています。

「小・中学校の社会科における部落問題学習指導事例」については、平成 27 年度（2015 年度）に小学校、平成 28 年度（2016 年度）に中学校の教科用図書が変わることに合わせ、改訂を行いました。また、小・中学校の社会科担当者を対象に、指導事例を活用した研修を行い、部落差別に関する科学的認識を高める重要性について理解を深めました。

「いじめ対応マニュアル」については、生徒指導連絡会等において活用を促し、ほとんどの学校で同マニュアルを活用した研修会が実施されました。

「虐待防止マニュアル」については、社会を取り巻く環境の変化に伴い、虐待の早期発見・支援、関係課との更なる連携に向けて、改訂に向けた検討を開始しました。

【課題と今後の方向性】

「人権教育指導の手引き」については、学校全体で人権教育を効果的に推進できるよう、各学校での活用状況を調査し、具体的な活用事例を周知するとともに、内容のさらなる充実を図ります。

「小・中学校の社会科における部落問題学習指導事例」については、必要に応じ改訂するとともに、社会科担当者の研修内容の充実を図り、「人権教育担当者研修」「全市人権教育研修」などにおいても指導事例の内容について説明を行うなど、社会科担当教員以外の教員への周知を図り、活用の促進に努めます。

「いじめ対応マニュアル」については、平成 30 年（2018 年）11 月に「福岡市いじめ防止基本方針」を改訂したことに伴い、今後、マニュアル改訂に取り組み、より活用しやすいようにしていく必要があります。

「虐待防止マニュアル」については、令和元年度（2019 年度）中の改訂に向け関係課で連携し検討を進め、改訂後は研修等での活用を図っていきます。

事業名・担当課	事業目的		事業内容
「人権教育指導の手引き」の活用促進 (学校指導課)	教職員の共通理解・認識のもと、教育活動全体を通じた人権教育を組織的・計画的に取り組んでいくため、教職員の人権教育に関する理解と認識の深化を図ります。		<p>○全教職員が人権に対する理解と認識を深め、より効果のある人権教育を推進していくため、人権教育に対する基本的な方針や学校における人権教育の具体的取組等を示した「人権教育指導の手引き」の活用促進を図ります。</p> <p>○児童生徒や学校の実態等も踏まえ、問題点を解決できるよう、内容の充実を毎年度図っていきます。</p>
17			
指 標	現状 (H29)	目標 (R6)	
研修や授業等での活用率	90.5%	100%	<p>○全教職員に配布するとともに、電子データをイントラネット上に掲載するなど、いつでも使用できる環境を整えます。</p> <p>○人権教育を効果的に推進できるよう、手引きを活用した人権教育担当者研修会を開催します。</p>

事業名・担当課	事業目的		事業内容
「小・中学校の社会科における部落問題学習指導事例」の活用促進 (学校指導課)	社会科や校内研修等において効果的な活用を促進し、部落差別に関する科学的認識の深化を図ります。		<p>○必要に応じ改訂を行うとともに、指導事例集を用いた「社会科（歴史・公民）担当者研修」を行い、部落差別に関する科学的認識の深化を図ります。</p> <p>○社会科担当以外の教員が参加する「人権教育担当者研修」や「全市人権教育研修」等において、指導事例集の説明を行い、社会科担当教員以外の教員への啓発を図り、活用の促進に努めます。</p>
18			
指 標	現状 (H29)	目標 (R6)	
研修や授業等での活用率	86.8%	100%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
「いじめ対応マニュアル」の活用促進 (生徒指導課)	いじめはどの学校、どの学級でもどの子にも起こり得るという共通認識を持ち、いじめの未然防止、早期発見、即対応を図ります。		○学校全体を通しいじめ根絶の取組みの一環として、生徒指導連絡会において、マニュアルやリーフレットを活用した校内研修を実施するよう周知徹底します。 ○平成30年(2018年)11月に改訂した「福岡市いじめ防止基本方針」にあわせ、今後マニュアルについても、より活用しやすいものとなるよう、改訂を検討していきます。
19			
指 標	現状 (H29)	目標 (R6)	
校内研修等における活用率	100%	100%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
「虐待防止マニュアル」の活用促進 (生徒指導課)	児童虐待の状況及び対応方法を確認することにより、虐待の早期発見と関係機関と連携した対応に活かします。		○社会を取り巻く環境の変化に伴い、虐待の早期発見・支援、更なる連携に向けて、関係課と連携し、マニュアルの改訂を令和元年度(2019年度)までに行います。 ○教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努め、児童虐待の疑いがある場合は、速やかに児童相談所等へ通告する義務があることを認識するために、マニュアルを活用した研修を実施するよう周知します。
20			
指 標	現状 (H29)	目標 (R6)	
校内研修等における活用率	—	100%	

(4) 家庭・地域や関係機関・団体との連携

21 いじめ防止対策委員会の推進	22 特別支援学校卒業生の就労促進
23 進路指導事業	24 ふれあい学び舎事業
5 ふくせき制度（再掲）	8 スクールソーシャルワーカー等活用事業（再掲）
9 スクールカウンセラー等活用事業（再掲）	10 教育相談機能の充実（再掲）
16 人権教育研究団体との連携（再掲）	

【これまでの成果】

いじめの防止については、すべての小・中学校が児童生徒や保護者の意見を踏まえた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、教職員、保護者、スクールサポーター等で構成される「いじめ防止対策委員会」を設置・開催し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図りました。

特別支援学校卒業生の就労については、就労促進に向け関係機関・団体と連携し、情報交換や就労促進のためのセミナーの開催、就労先・実習先開拓のための企業訪問の取組みを進めた結果、企業の理解と関心が深まり、夢らくおかネットワークの登録企業が増えるとともに、保護者の企業就労への関心が高まりました。

進路指導事業については、関係機関・団体の協力のもと高校を訪問し、中途退学防止や進路指導の充実について意見交換をすることで、小・中学校、高等学校や関係機関・団体との連携を図るとともに、小・中学校における教育活動のあり方を見直しました。また、進路指導協力者会議では、高校訪問や卒業後の進路調査結果の報告を行い、進路未決定者防止のための協議を行いました。

平成28年度（2016年度）に開始した「ふれあい学び舎事業」では、社会全体で子どもを育てる「共育」の観点により、学校を中心とした地域ぐるみの取組みとして放課後補充学習を実施し、児童の学力の向上をめざしました。

【課題と今後の方向性】

「いじめ防止対策委員会の推進」については、各学校が策定している「学校いじめ防止基本方針」を実態にあわせ適宜見直す必要があります。

また、「特別支援学校卒業生の就労促進」については、職場実習の回数を増やし、生徒・保護者向けセミナーや企業向けセミナーの充実などを図り、早期からの本人、保護者、教員の就労意識を醸成するとともに、関係機関や企業との連携を強化していきます。

「進路指導事業」については、高校訪問における協議内容を小・中学校の教育活動に活かせるよう、キャリア教育担当者連絡協議会で周知していく必要があります。さらに進路指導協力者会議では、各関係機関の具体的な取組みの発表を行い、中途退学防止のための連携を強化していきます。

「ふれあい学び舎事業」では、引き続き、退職教員や地域の人などの人材を学習支援リーダー、学習支援員として活用し、児童の個々の学力課題に応じたきめ細かな学習指導を行うことで学力の向上をめざしていきます。

各事業ともに、今後とも各校種間、家庭・地域、企業、関係機関等との連携強化を図り、その成果を上げるよう努めていきます。

事業名・担当課	事業目的		事業内容
いじめ防止対策委員会の推進 (生徒指導課)	いじめ防止対策委員会を全校に設置し、陰湿化、潜在化傾向にあるいじめ問題に対し、学校・家庭・地域・関係機関と情報交換や連携することで、いじめの未然防止や早期発見を図ります。		<p>○いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき、教職員、保護者、スクールサポーター等で構成される「いじめ防止対策委員会」をすべての小中学校に設置し、毎学期開催することで、いじめの早期発見や解決を図ります。</p> <p>○各学校が、児童生徒や保護者の意見を踏まえた、学校いじめ防止基本方針を策定し、学校の状況に応じた取組みを行います。</p>
21	現状 (H29)	目標 (R6)	
指標	小学校:100% 中学校:100%	小学校:100% 中学校:100%	
いじめ防止対策委員会を毎学期実施した学校の割合	小学校:100% 中学校:100%	小学校:100% 中学校:100%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
特別支援学校卒業生の就労促進 (発達教育センター)	生徒の一人ひとりの特性や能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加を進めるために、関係機関・団体と連携した取組を進め、企業への就職促進を図ります。		<p>○就労先や実習先の開拓、障がい者雇用の実態の理解促進等のため、企業・事業所、保護者、学校、関係機関等が連携して、夢らくおかネットワークを組織し、企業、教員、保護者等向けのセミナーを開催します。</p> <p>○生徒がビジネスマナーやスキルを習得するための職業技能指導者派遣事業を行います。</p>
22	現状 (H29)	目標 (R6)	
指標	96.4%	100%	
知的障がい特別支援学校高等部3年生で就労を希望している生徒(5月時点)の卒業時の就労率	96.4%	100%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
進路指導事業 (生徒指導課)	高等学校中途退学や卒業後の進路未定者数を減少させるために、小・中・高の校種間及び関係機関・団体との連携により、児童生徒の進路指導の充実を図ります。		○高校訪問を実施し、中途退学防止や進路指導の充実等について情報や意見を交換することで、小中高の連携を図るとともに、協議内容を小中学校の教育活動に活かせるようキャリア教育担当者連絡協議会で周知していきます。 ○進路指導に係る関係機関・団体による進路指導協力者会議を年2回開催し、情報交換や協議を行います。
23			
指 標	現状 (H29)	目標 (R6)	
高等学校卒業時の進路未決定者数	福岡市立中学校から進学した生徒の0.7% (77人)	福岡市立中学校から進学した生徒の0.6%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
ふれあい学び舎事業 (学校指導課)	社会全体で子どもを育む「共育」の観点により、学校を中心とした地域ぐるみの取組として放課後補充学習を実施し、学力の向上をめざす。		○全小学校において、原則として小学校3、4年生の希望する児童を対象に、算数や国語を中心とした補充的な学習を実施します。 ○共育の推進のため、退職教員や地域在住者などを学習支援リーダー、学習支援員として活用し、個々の学力課題に応じたきめ細かな学習指導を行います。
24			
指 標	現状 (H29)	目標 (R6)	
参加した児童のうち、福岡市学習定着度調査の福岡市平均を下回っていた児童の算数の回答率の変容 (※)	3年生：2.1%上昇 4年生：15.3%上昇	3年生：10%上昇 4年生：15%上昇	

※参加した児童に対し、上半期に実施した福岡市学習定着度調査と同一の調査を下半期に実施し、その結果を比較する。

2. 社会教育における人権教育に関する施策

(1) 人権教育に関する学習機会の提供

25 公民館主催事業（人権教育関係）	26 図書館事業
27 区人権講座	28 人権教育教材・資料等の整備

【これまでの成果】

公民館においては、人権問題学習講座を基本事業として取り組むとともに、地域の現状や課題、社会状況などの様々な情報収集に努め、子どもや高齢者、男女共同参画などの地域の実情に即した事業を企画し実施しました。ビデオ鑑賞や講義形式の講座だけでなく、ワークショップや参加型の講座を増やしたことで、参加者同士の意見交換がなされ、日常生活の中で人権問題への気づきを促す講座となりました。

区においても、参加者が人権問題を身近なこととしてとらえられるよう、当事者や人権問題の解決に取り組んでいる人を招いて連続した人権講座等を実施したほか、人権啓発連絡会議を中心として、人権を考えるつどい、広報紙の発行など活発な活動が行われました。

図書館においては、団体貸出の登録団体が増加したことにより、地域における読書活動の支援充実が図られるとともに、継続的に読書活動ボランティア講座を実施することで、地域における読書活動の担い手が育成されました。また、貸出・返却拠点の増設により、市民の利便性の向上を図りました。

人権教育教材のDVDについては、その整備を行い、各学校や公民館などへ貸し出しを行うとともに、各区や教育委員会で実施する研修の教材として活用しました。

【課題と今後の方向性】

公民館においては、様々な人権問題をはじめ、地域課題の解決に向けた具体的な成功事例を地域の実情に合った公民館活動に反映させるために、公民館職員の情報共有の場である実践発表の充実をさらに図る必要があります。

また、区や公民館が実施する講座等については、人権問題に関する認識や理解を深める地域住民がいる一方、新規の参加者が少なく固定化する傾向があるため、区と各公民館が連携し、さらに幅広い市民の参加を促していくための企画や広報について検討する必要があります。

公民館や関係団体が実施する人権講座等で活用するDVDソフトについては、人権問題についての認識を深めることができる優れた教材の購入を順次進め、在庫総数を増やしていくとともに、教育委員会、市民局、各区とが人権関係の教材や資料の整備状況についての情報共有を進めていきます。

事業名・担当課	事業目的		事業内容
公民館主催事業 （人権教育関係） （市民局公民館支援課， 各区地域支援課， 各区生涯学習推進課）	社会教育法第 21 条の規定に基づき，住民の生涯学習及び地域コミュニティ活動を支援することにより，生活文化の振興，福祉の増進に寄与します。		地域住民の人権意識の高揚を図るため，人権問題学習講座をはじめ，地域の現状や課題，社会状況などの様々な情報収集に努め，地域の実情に即した事業，社会の動向に対応した事業を企画し実施します。
25			
指 標	現状（H29）	目標（R6）	
年間1回以上，人権問題学習講座を実施した公民館の割合	100%	100%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
図書館事業 （図書サービス課）	21 世紀における学習・情報・文化の多様なニーズに的確に 대응する生涯学習推進の中核施設として，市民生活に密着した情報提供の役割を果たします。		○市民への読書機会の提供やレファレンスサービスの充実に努めます。 ○地域団体や留守家庭子ども会等への団体貸出を行い，地域における読書活動の支援充実に努めます。 ○交通の便の良い公共施設等に新たな図書の貸出・返却拠点の設置を検討し，利用者サービスの向上を図ります。
26			
指 標	現状（H29）	目標（R6）	
・登録団体数	386 団体	420 団体	
・貸出または返却拠点数	24 か所	27 か所	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
区人権講座 (各区生涯学習推進課)	様々な人権問題に対する市民の理解と認識を深め、人権問題解決への実践力を高めます。		人尊協やPTAに人権学習の機会を提供するとともに、より多くの市民の参加を得られるよう、今日的課題や市民のニーズを踏まえたテーマを選定するなど、講演内容を充実させるとともに、市民への周知方法の工夫を図りながら、連続した講座を実施します。
27			
指標	現状 (H29)	目標 (R6)	
「人権に関する理解が深まった」と回答した参加者の割合	—	80%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
人権教育教材・資料等の整備 (人権・同和教育課、各区生涯学習推進課)	職員が行う研修や地域における人権学習・啓発活動推進のため、教材等を整備します。		人権学習・啓発活動推進に有用な教材(DVD等)を整備するとともに、市民の多様なニーズに応じるため、研修情報などが共有できるよう、人権関係資料を作成・整理します。
28			
指標	現状 (H29)	目標 (R6)	
人権教育教材の新規整備 (DVD)	19本	19本	

(2) 家庭や地域の教育力の向上

29 地域の教育力育成・支援事業

30 不登校の子どもの保護者支援事業

31 家庭教育支援事業

26 図書館事業（再掲）

【これまでの成果】

「地域の教育力育成・支援事業」では、家庭教育について学ぶ保護者のグループ、人権課題の当事者のグループなどに対し助成金の交付や助言を行い、事業報告書のアンケートでは、全グループから「この事業をやってよかったと思う」との回答がありました。また平成 28 年度（2016 年度）から、放課後等の補充学習に取り組む保護者等のグループに対する助成を開始しました。

「不登校の子どもの保護者支援事業」では、不登校に悩む保護者支援のため、子どもが不登校になった経験がある保護者等が設立したNPOと共働でフォーラムやセミナーを開催するとともに、ワンストップ問合せ電話を開設しました。福岡市とNPOとの共働事業として継続することで、信用性や知名度も上がり、平成 28 年度には県知事表彰を受けました。

また、保護者のほとんどが出席する小・中学校入学説明会等の機会を活用して、家庭教育に関する学習会を実施し、関心の低い保護者に対しても基本的な生活習慣の重要性を学ぶ機会を提供しました。さらに、家庭教育支援パンフレット「学ぶ力の向上をめざして」の活用促進のため、教員を対象に、学力の向上に向けた基本的な生活習慣の定着や、家庭学習の重要性について学ぶ研修を実施しました。

【課題と今後の方向性】

都市化や共働き世帯・一人親世帯の増加、ライフスタイルの多様化などにより、地域の付き合いが疎遠になることで、支援が必要な家庭が孤立し支援の手が届かない可能性があるため、学校や地域と連携しながら情報を発信していく必要があります。

「地域の教育力育成・支援事業」では、学習会等への訪問を行い、グループの実態やニーズを把握するとともに、幅広く広報を行い、この事業を必要としている地域グループに情報が届くよう努めていく必要があります。

「不登校の子どもの保護者支援事業」では、NPOとの官民共同事業として保護者からの信頼度も高く周知されており、今後も保護者の孤立防止のため、地域密着で保護者を支援している団体及び学校の保護者会等とも連携した支援が必要です。

「家庭教育支援事業」については、教員が家庭教育や基本的な生活習慣の重要性を理解し、パンフレットを活用して家庭へ伝えていくことができるよう、学校及び関係課が連携して取り組んでいく必要があります。また、入学説明会で説明する事項が増え、時間確保が難しいという理由で学習会を実施しない学校が増えているため、各学校に学習会の具体的な内容などの情報提供をするなど新規実施校増加に努めていきます。

事業名・担当課	事業目的		事業内容
地域の教育力育成・支援事業 (人権・同和教育課)	地域の自主的・主体的な学習活動及びその成果を実践する活動等に支援を行い、もって社会全体で子どもをはぐくむ「共育」を推進します。		○地域の自主的な学習グループに対し、助成金を交付し、活動を支援します。 ・家庭の教育力パワーアップ事業 家庭教育に関する学習活動を支援します。 ・共生する地域づくり事業 様々な人権問題に関する学習活動を支援します。
29			
指標	現状 (H29)	目標 (R6)	
「この事業をやってよかったと思う」と回答したグループの割合	100%	100%	・地域学び場応援事業 中学生を対象として実施する放課後補充学習活動を支援します。 ○グループの学習活動の一層の充実を図るため、各グループの学習会等への訪問を行うとともに、事業の企画実施に関する助言や、講師・学習指導者の紹介を行います。

事業名・担当課	事業目的		事業内容
不登校の子どもへの保護者支援事業 (生涯学習課)	NPO との共働事業として、子どもが不登校経験のある保護者が、不登校で悩む保護者を支援し、孤立防止や家庭教育支援を図ります。		○不登校児童生徒の保護者（親子）及び支援者をはじめ、広く市民を対象に、不登校についての理解や共感を深めるセミナー等を実施するとともに、親の孤立感を軽減し、子育てに対する自信と意欲の回復を図るため、不登校の悩みを語り合う場を設けます。 ○不登校ほっとライン（問い合わせ電話）にて、不登校に関する相談対応や適切な対応窓口の紹介を行います。
30			
指標	現状 (H29)	目標 (R6)	
・ほっとライン利用件数	387 件	400 件	○不登校支援に関するNPOや行政関係課により構成される「不登校よりそいネット連絡協議会」において、行政施策の情報発信や、団体同士の情報交換を行います。
・不登校セミナー参加者「(大変) 参考になった」と回答した割合	88.8%	90%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
家庭教育支援事業 (生涯学習課)	学校・家庭・地域等が連携して家庭の教育力向上に向けた総合的な事業を実施し、子どもの基本的な生活習慣や規範意識の定着を図ります。		<p>○子育てに関心が薄い保護者にも啓発内容が届くよう、多くの保護者が集まる入学説明会等において、講師を派遣し、家庭教育の重要性について学ぶ学習会を実施します。</p> <p>○家庭教育支援パンフレット「学ぶ力の向上をめざして」の活用促進のため、教員を対象に、学力の向上に向けた基本的生活習慣の定着や、家庭学習の重要性について学ぶ研修を実施します。</p>
31	指標	現状 (H29)	目標 (R6)
	「家庭で子どもに対して、早寝早起きなどの規則正しい生活をさせている」と回答した保護者の割合	87.7%	95%
			<p>○子どもの基本的生活習慣の定着や規範意識の向上等を図るため、講演会や読み聞かせ講座を実施します。</p> <p>○子どものネット・メディア依存を防ぐため、啓発リーフレットなどの配布や学校・PTAの要望に応じて講師を派遣するなど、メディア利用に関する啓発を実施します。</p>

(3) 市民主体の取組みへの支援及び連携

32 人権啓発地域推進組織（人尊協）の設立・支援	33 人権啓発地域推進組織（人尊協）全市交流会
34 区人権啓発地域推進組織（人尊協）交流会	35 P T A人権教育研修
36 区P T A連合会の支援	37 単位P T Aの支援
38 区人権啓発連絡会議	39 区人権を考えるつどい
40 人権教育推進交流会	41 区広報紙づくり講座

【これまでの成果】

人尊協については、平成 29 年度（2017 年度）に西都校区で新たに設立され、令和元年（2019 年）6月現在、145 小学校区（うち1校休校）のうち141 校区で結成されています。それぞれの校区で人権尊重に向けた講演会や研修会、人権まつり、人権のつどい、広報紙の発行など、活発な活動が行われました。各人尊協の役員及び関係者が一堂に会する全市交流会や区交流会では、優れた取組事例や情報を共有することにより、各人尊協の活動のさらなる活性化を図ることができました。

P T Aについては、研修会の企画運営をP T Aの役員・委員が主体的に担うことが定着し、学校単位の単位P T A研修会は、ほぼすべてのP T Aで実施されました。区P T A連合会では、単位P T Aにおける活動の推進を図り人権研修に必要な基礎知識の習得や委員・役員としての役割などについて認識を深めるため、研修講座や研究集会を実施しました。P T A活動を通して、人権についての理解を深めることで、学校での人権学習を積極的に受けとめることのできる家庭の基盤づくりが図られました。

人権啓発連絡会議では、区民の人権意識を確立し、差別のない明るいまちづくりをめざすため、研修会や人権を考えるつどい、街頭啓発、広報紙の作成などを実施し、多くの市民に人権問題について考える機会を提供しました。

【課題と今後の方向性】

各団体ともに、人材育成や事務局体制の充実など様々な課題を抱えており、地域における取組みの活性化を図るため、先進的な取組事例の情報収集・発信を行うなど創意工夫をこらした支援を行っていく必要があります。

人尊協の未設立校区については、引き続き各校区の実情に合わせた設立に向けた働きかけを行っていく必要があります。全市交流会や区交流会については、今後とも、参加者の要望に応えるよう内容の充実に努めるとともに、地域における取組みの活性化を図るため、幅広い交流を促進していく必要があります。

P T Aについては、毎年、P T A役員・委員が交代するため、取組みの成果と課題などの蓄積や引き継ぎが十分となるよう、日頃から連携を深め、その支援を行っていく必要があります。

事業名・担当課	事業目的		事業内容
人権啓発地域推進組織（人尊協）の設立・支援 （人権・同和教育課、各区生涯学習推進課）	人権啓発地域推進組織（人尊協）の全校区での設立を図るとともに、その効果的な人権学習や啓発の推進が図られるよう支援を行います。		○小学校区単位で、住民が自主的・主体的に活動している人尊協に対して、補助金の交付をはじめ、各々の組織の実情に応じた個別の指導・助言や情報提供を日頃から創意工夫して行うなど、活動支援の充実を図っていきます。 ○未設立校区については、今後とも設立に向けて、様々な機会を捉えて働きかけていきます。
32			
指標	現状（H29）	目標（R6）	
人尊協会長が「活動の効果が上がっている」と回答した割合	85% （H28）	90%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
人権啓発地域推進組織（人尊協）全市交流会 （人権・同和教育課）	地域における人権教育の推進及び人権意識の高揚のため、地域での優れた取組事例や多様な人権課題を共有することにより、各人尊協の活動のさらなる活性化を図ります。		全市の人尊協の役員及び関係者が一堂に会する交流会を開催し、情報の提供、講演会、並びに事例発表会等を実施します。
33			
指標	現状（H29）	目標（R6）	
「今後、人権啓発を推進していく上で、参考になった」と回答した参加者の割合	—	90%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
区人権啓発地域推進組織（人尊協）交流会 （各区生涯学習推進課）	地域における人権教育の推進及び人権意識の高揚をめざし、人尊協の活動のさらなる充実を図ります。		区内の人尊協の関係者が一堂に会する交流会を開催し、活動内容や課題等についての情報交換や講演会を実施します。
34			
指標	現状（H29）	目標（R6）	
「今後、人権啓発を推進していく上で、参考になった」と回答した参加者の割合	—	90%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
P T A人権教育研修 （生涯学習課）	P T A会員が人権についての理解を深めることにより、学校での人権学習を積極的に受けとめることのできる家庭の基盤づくりと、人権を尊重し人の多様性を認め合う地域づくりを目指します。		市P T A協議会と連携し、特別支援教育啓発研修会をはじめ、区P T A連合会や各単位P T Aにおいて人権教育研修会を実施します。
35			
指標	現状（H29）	目標（R6）	
全市・各区・各単位P T Aの役員・委員・会員研修会参加人数	延べ約 25,000 人	延べ約 25,000 人	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
区PTA連合会の支援 (各区生涯学習推進課)	委員・役員として人権研修に必要な基礎知識の習得や委員・役員としての役割などについて認識を深め、単位PTAにおける活動の推進を図ります。		区PTA連合会が実施する単位PTA活動に関する研修講座や、PTA活動の実践事例をもとに行う研究集会などに対し支援を行います。
36			
指標	現状 (H29)	目標 (R6)	
・研修講座参加人数	4,503 人	4,550 人	
・研究集会参加人数 (人権教育分科会)	547 人	550 人	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
単位PTAの支援 (各区生涯学習推進課)	単位PTA人権教育研修会の円滑な運営を図るための支援を行い、充実した単位PTA活動に役立てます。		○指導資料「歩みつづけるPTA」を活用して、PTA役員・委員研修や会員研修への指導・助言、講師情報の提供などを通じ、単位PTAの支援を行います。 ○PTA人権教育研修担当者を対象とした連絡会を実施し、担当者の役割や人権問題についての基本的認識や、研修の必要性、効果的な企画・実施等についての理解を深めます。
37			
指標	現状 (H29)	目標 (R6)	
・役員・委員研修参加人数	4,316 人	4,350 人	
・会員研修参加人数	14,978 人	15,000 人	
・PTA人権教育担当者連絡会参加人数	436 人	440 人	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
区人権啓発連絡会議 (各区生涯学習推進課)	様々な人権問題の解決をめざし、地域ぐるみの自主的な推進組織（人尊協）づくりの促進やさらなる活性化を図るとともに、市民の人権意識の向上を図ります。		市民の人権意識向上を目指して、区内における関係機関・団体が連携して取り組む、意見交換会、研修会・講演会、広報紙の発行等の活動を支援します。
38			
指標	現状（H29）	目標（R6）	
人権啓発連絡会議の構成員の参加率	88.9%	90%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
区人権を考えるつどい (各区生涯学習推進課)	様々な人権問題の解決をめざし、市民の人権意識の高揚を図ります。		広く市民に様々な人権問題について考える機会を提供するため、今日的課題や市民のニーズを踏まえたテーマを選定するなど、講演内容を充実させるとともに、市民への周知方法の工夫を図りながら講演会等を開催します。
39			
指標	現状（H29）	目標（R6）	
「内容に満足した」と回答した参加者の割合	—	90%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
人権教育推進交流会 (東, 博多, 城南, 早良, 西区生涯学習推進課)	被差別当事者との意見交換を行い, 差別の現実学ぶことで, 人権学習及び啓発活動の課題等の解決を図り, 人権教育の推進を図ります。		区内における人権教育・啓発の実施状況等について, 関係団体と意見交換を行い, 現状と課題, 今後の取組み等について共通認識を深めます。
40			
指標	現状 (H29)	目標 (R6)	
人権教育推進交流会の参加人数	214人	215人	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
区広報紙づくり講座 (各区生涯学習推進課)	PTA・人尊協などの地域団体における広報紙づくりによる啓発活動の充実を図ります。		広報紙づくりにおける基礎知識や技術を学ぶとともに, 人権教育の視点に立った広報紙づくりについて学ぶ講座を実施します。
41			
指標	現状 (H29)	目標 (R6)	
「講座が役に立った」と回答した参加者の割合	—	90%	

3. 特定職業従事者の人権教育の推進

(1) 教育委員会事務局職員

42 教育委員会職員人権教育研修

【これまでの成果】

教育委員会職員（教員を除く）を対象として、管理・監督職員（新転任・現任）、一般職員（新転任・現任）、事務局等職員全体（2回）、学校職員全体、職場人権教育推進員という区分で人権教育研修を実施しており、全職員が必ずいずれかの研修を受講するよう義務付けています。人権問題全般の内容や時事的な人権テーマを取り上げ、参加対話型研修を増やすなど研修手法を工夫しながら、職員一人ひとりが特定職業従事者としての認識を深め、果たすべき役割について再確認する場となりました。

【課題と今後の方向性】

関係部局との連携を図り、地域や身の回りで起こっている人権問題に関わる出来事についても可能な限り速やかに研修課題に取り入れたり、積極的に外部講師を活用したりするなど研修内容の充実に努め、人権意識の向上に努めていく必要があります。また、職員に対して人権に関わる各種研修会等への積極的な参加について呼びかけます。

事業名・担当課	事業目的		事業内容
教育委員会職員人権教育研修 (職員課)	教育委員会職員（教員を除く）一人ひとりが人権問題を自らの課題として正しくとらえ、業務遂行にあたってその趣旨を十分に反映させることができる人材の育成を図ります。		<p>○教育委員会職員を受講対象者として、新転任研修、職員全体研修、職場人権教育推進員研修等を実施します。</p> <p>○他者と意見を交わし、様々な視点で人権問題について考えられるよう、参加型研修の一層の充実を図ります。</p> <p>○人権意識のさらなる向上を図るため、身近な問題をテーマとするなど研修内容の充実を図ります。</p>
42	指標	現状 (H29)	目標 (R6)
	・研修参加率	91.9%	100%
	・「認識が深まった」と回答した参加者の割合	—	100%
			○年度当初に年間の研修計画を周知し、参加率の向上を図ります。

(2) 教職員

12 教育委員会主催人権教育研修（再掲）	13 全市人権教育研修（再掲）
14 校内人権教育研修（再掲）	15 体罰によらない教育の推進（再掲）
16 人権教育研究団体との連携（再掲）	

「1. 学校教育における人権教育に関する施策 (2) 教職員の資質・能力の向上・活性化」と同様です（P24～27を参照）。

(3) 社会教育関係者

43 社会教育主事等研修	44 新任公民館職員研修
45 公民館職員人権教育研修	46 公民館運営懇話会委員研修

【これまでの成果】

社会教育主事や人権教育推進員等を対象に、人権問題についての共通の理解と認識を図り、指導・助言者としての専門性を高めることを目的に研修講座、実践交流等を実施しました。様々な人権課題についての学習を通して、各区の日常の取組みについて課題や問題認識の情報共有を図り、業務に即した力量を高め合う場としました。

また、地域における人権教育を担う公民館の職員に対しては、「新任公民館職員研修」「公民館職員人権教育研修」を実施しました。公民館職員として、人権問題の解決に向けた取組みを推進していく立場にあることを自覚する契機となり、人権問題に関する理解と認識を深めたことで、公民館での講座等の企画に活かされました。

【課題と今後の方向性】

「社会教育主事等研修」については、社会状況に伴い変化する様々な人権問題に関し、より深い知識の習得や、現場での研修会等で柔軟に対応できる力量の向上に向けて、より効果的な研修方法を検討する必要があります。職務の経験年数と習得した知識等の内容について幅があるという実情があり、フィールドワークなどの研修技法や実践的手法の経験、グループ討議を通して専門的力量を高め、研修企画・指導に活かしていきます。

また、地域の人権教育・啓発を担う公民館職員に対する研修では、各区の地域支援課と生涯学習推進課が連携しながら、身近に起こりうる事象等をテーマにするなど、より具体的・実践的な研修となるよう内容の充実を図っていく必要があります。

「公民館運営懇話会委員研修」については、運営懇話会委員の異動が毎年あるため、公民館における人権教育の必要性や、課題の設定と取組みなどについて、理解の促進を図っていく必要があります。

事業名・担当課	事業目的		事業内容
社会教育主事等研修 (生涯学習課)	公民館及び社会教育関係団体等における人権教育研修が効果的に実施されるよう、指導・助言にあたる教育委員会・区役所配置の社会教育主事等関係職員の人権問題についての共通の理解と認識を図り、専門的力量を高めま		○時事的なテーマの設定や当事者である講師の積極的な活用により、福岡市における今日的課題への取組みの一層の充実を図ります。 ○グループ討議やフィールドワークなどの研修技法や実践的手法を経験しながら習得し、研修企画・指導に活かします。
43			
指標	現状 (H29)	目標 (R6)	
「今後の仕事の役に立つ」と回答した参加者の割合	—	100%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
新任公民館職員研修 (市民局公民館支援課)	様々な人権問題に関する公民館職員の正しい認識を深め、人権尊重を基底に据えた公民館運営を推進するため実施します。		新任公民館職員を対象に、人権教育・啓発に関する関係法令や福岡市の計画等を学ぶとともに、公民館での人権教育関係事業の組み立て方等の基礎的な内容についての研修を実施します。
44			
指標	現状 (H29)	目標 (R6)	
「理解できた」と回答した参加者の割合	—	100%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
公民館職員人権教育 研修 (各区地域支援課, 各区生涯学習推進課)	人権問題に関する公民館職員の 資質の向上を図り, 人権尊重を基 底に据えた公民館運営や効果的 な事業の推進を図ります。		公民館職員を対象に, 毎年3回程度実 施します。実施する際には校区によっ て地域の課題や取組み内容が異なるた め, 多様なテーマ選定し, 具体的・実 践的な研修を実施し, 公民館の研修企 画力の向上を図ります。
45			
指 標	現状 (H29)	目標 (R6)	
「今後の仕事の役に 立つ」と回答した参 加者の割合	—	100%	

事業名・担当課	事業目的		事業内容
公民館運営懇話会委 員研修 (各区地域支援課, 各区生涯学習推進課)	公民館の目的や委員の役割等につ いて理解を図るとともに, 人権 問題についての認識を深めます。		公民館の運営や事業に住民の意思を十 分に反映させる役割を担う公民館運営 懇話会委員を対象に, 公民館における 人権教育の必要性や人権尊重を基底に 据えた公民館運営等に関する研修を 実施します。
46			
指 標	現状 (H29)	目標 (R6)	
各区の公民館運営懇 話会委員研修を実施 した公民館の割合	100%	100%	

4. 人権教育推進計画（令和元年度～令和6年度）の体系図

計画の目標	①人権という普遍的文化の構築 ②人の多様性を認め合う共生社会の実現
-------	--------------------------------------



※ 本計画に掲載している施策は、人権教育の推進に関して、教育委員会が実施している施策及び地方自治法第180条の7の規定に基づき市長が補助執行している公民館における人権問題学習講座などの施策とします。

第3章 資料

用語解説

※50 音順

語 句	説 明
いじめ	児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的、または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
Q-Uアンケート	学校生活における児童生徒個々の意欲や満足感、及び学級集団の状態を質問用紙によって測定するもの。
ゲストティーチャー（GT）	学習内容をより豊かにし子どもにとって魅力ある授業とするために、学習内容とかかわりの深い人を学校に招いて、専門的な知識や技術を子どもたちに教える人のこと。
校種	学校教育法で規定されている学校の種類のこと。幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（中学校・高等学校を併せた6年制の学校）、特別支援学校、大学及び高等専門学校のこと。
公民館運営懇話会	公民館の運営や事業に住民の意思を十分反映させるため、各公民館に設置しており、各種地域団体の代表者や小・中学校の教育機関等で構成される。館長の要請に応じて公民館の運営や事業に意見を述べるとともに、地域住民の意向が公民館活動に的確に反映されるよう提言を行っている。
社会教育主事	人権教育及び社会教育の推進のために、公民館やPTAなどの社会教育関係団体に対して、助言・指導を行っている職員のこと。
情報モラル	日常生活をおくる上での常識やマナーに加え、著作権などの知的所有権の尊重、プライバシーの保護、情報発信に伴う責任、コンピュータセキュリティに関する理解等、コンピュータや様々な情報通信機器を使用する情報社会において適切な行動を行うための考え方や態度。
人権教育研究団体	人権問題の解決をめざして、人権教育に関して自主的に研究・実践を行っている教職員等によって構成される研究団体。
人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）	「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、平成20年（2008年）4月に文部科学省が学校教育における人権教育推進の具体的な観点と実践を示したものを第一次とりまとめ（平成16年（2004年））では「人権教育とは何か」について提示、第二次とりまとめ（平成18年（2006年））では指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提示している。

語 句	説 明
人権啓発地域推進組織 (人尊協)	本市独自の取組みとして、部落差別をはじめ一切の差別をなくすための活動を地域ぐるみで展開する目的で、昭和50年(1975年)頃から、自治会、社会教育関係団体、民生委員・児童委員、小・中・養護学校(現・特別支援学校)、公民館などにより結成されはじめた。地域の特性を生かして、自主的・主体的に様々な人権問題に関する研修会・学習会や広報紙発行による啓発活動などが活発に展開されている。【令和元年6月現在、145小学校区(うち1校休校)のうち141校区(145組織)において結成】
人権啓発連絡会議	地域(校区)の自主的な推進組織づくりの促進を図ることを目的に、平成元年(1989年)に各区に設立。その構成は、区内の各校区自治協議会や校区に基盤を持つ関係機関・団体をはじめ、人権啓発地域推進組織(校区人権尊重推進協議会等)も参加している。現在は、区における意見交換や研修会・講演会、広報紙の発行など区民の人権意識の確立と差別のない明るいまちづくりを目指した活動を行っている。
スクールカウンセラー (SC)	学校において、子どもの悩みを聞いたり教師・保護者への相談相手となったりして、心理学的見地から指導・助言・援助を行う職員。
スクールソーシャル ワーカー(SSW)	子どもを取り巻く環境(学校、地域社会、家族等)と子どもとの間に位置し、子どもたちが日々の生活の中で出会ういろいろな困難を、様々な環境に働きかけながら子どもの側に立って解決する職員。
性的マイノリティ	「同性愛者」「両性愛者」や「生まれた時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人」など、性的指向(どの性を性愛の対象とするか)や性自認(自分の性をどう認識するか)において、多数派と異なる面をもつ人。
セクシャル・ ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。
SNS (ソーシャル・ネットワ ーキング・サービス)	人と人との社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。
体罰	教員などが児童生徒に対して行った懲戒の内容が、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴るなど)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座・直立など特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなど)に当たると判断されるもの。

語 句	説 明
特定職業従事者	市職員，教職員，社会教育関係者，福祉関係者，保健・医療関係者，マスメディア関係者など，人権の擁護に深いかわりを持つ職業に従事する人。
ドメスティック・バイオレンス	配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、心ない言動によって相手の心を傷つける精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するといった性的暴力、生活費を渡さない経済的暴力なども含まれる。
ネイティブ・スピーカー	児童生徒が生きた英語を学び，聞く，話す等の実践的コミュニケーション能力の基礎を養うために配置する，英語を母語とする外国人英語指導講師のこと。
ふくせき制度	特別支援学校の児童生徒が地域社会での生活基盤を確立するため，居住地校での学習体験の機会を提供することを目的とし，特別支援学校小・中学部児童生徒が，居住地校における行事や学習交流等をスムーズに行えるよう居住地校区の小・中学校に副次的に籍を置く制度。
不登校	長期欠席者（年間 30 日以上欠席者）のうち，「何らかの心理的，情緒的，身体的，あるいは社会的要因・背景により，子どもが登校しないあるいはしたくてもできない状況」にあること。ただし，病気や経済的な理由による者を除く。
不登校対応教員	不登校の子どもに対する指導・支援や，校内における支援体制づくりなどに専任的に取り組む教員。
メディアリテラシー	新聞やテレビ・ラジオ，インターネットや携帯電話等，様々な情報を伝達するメディア（媒体）の本質を理解するとともに，メディアの情報を主体的に読み解いて必要な情報を引き出し，その真偽を見抜き，活用する能力。
門地	一般的には家柄と同義。個人的価値よりも家を重視し，家系の継承と永続を尊重する伝統的な日本の社会において，個々の家の過去の社会的勢力を評価基準として家単位になされる社会的格付けをいう。しかし門地には上下的な家々の位置関係のうち，特に高い評価を与えられた一群の家々の集合体，すなわち門閥の意味が含まれている。
夢ふくおか ネットワーク	特別支援学校高等部生徒の就労の促進を図るため，企業・事業所・保護者・関係機関・学校に対し，障がい者の雇用に関する理解を拡げることが目的とする取組み。

第2次福岡市教育委員会人権教育推進計画

令和元年6月策定

福岡市教育委員会

編集・発行 福岡市教育委員会人権・同和教育課

TEL 092-711-4645

FAX 092-733-5538